

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

海老名市は古くから農業が盛んに営まれており、高度経済成長期を通じて押し寄せた都市化により製造業や流通業の立地が進んだ。近年では、海老名駅周辺を中心として市街地が形成され、大規模商業施設が集積し、都市機能が向上している。

交通面においては、海老名駅は鉄道3線が乗り入れ、ターミナル駅として公共交通による通勤・通学の利便性が高く、自動車交通においても市域を横断する東名高速道路に加え、市域西側を流れる相模川に沿って圏央道（さがみ縦貫道路）が整備され、平成22年2月には海老名インターチェンジが供用開始されたことでアクセス性が飛躍的に向上し、産業立地のポテンシャルも高まっている。

一方、人口については、国勢調査の結果によると、昭和35年を基準とした場合、平成27年には7倍以上に増加しているものの、近年は微増と伸び率は鈍化傾向にあり、将来的には人口減少に転じることが推計されている。

このような状況のもと、中小企業においては人手不足、後継者不足、廃業等の課題にも直面していることから、現在の産業基盤を維持・拡大していくためには各種施策を積極的に展開していく必要がある。

(2) 目標

海老名市は、中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、市内産業の活性化及び持続的な発展を目指す。

これを実現するため、計画期間中に15件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

海老名市は、先端設備等導入計画が認定される事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年平均3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

海老名市の産業は、工業、商業、農業と多岐にわたり、多様な業種が本市の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

海老名市の産業は、市域西側の相模川沿い及び南部地域に工業系企業、海老名駅等の鉄道駅周辺に商業系企業が多く立地し、市域中央部には農地が展開している。このように市内全域に産業が分布していることから、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本市の対象区域は海老名市全域とする。

(2) 対象業種・事業

海老名市の産業は、工業、商業、農業と多岐に渡り、多様な業種が本市の経済及び雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取組は新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネルギーの推進、市域を超えた海外市場等を見据えた連携等、多様である。したがって、本計画においては、労働生産性が年平均3%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国の同意した日から2年間（国が同意した日～令和9年3月31日）とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画の計画期間は、3年間、4年間または5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

以下に列挙するいずれかの事項に該当する先端設備等導入計画は認定の対象としない。

- ・人員削減を目的とするもの
 - ・公序良俗に反する、または、反社会勢力との関係が認められるもの
- また、申請者は、納期限の到来した市税を完納している中小企業者とする。

(備考)

用紙の大きさは日本産業規格A4とする。